# 移動等円滑化取組計画書 (乗合バス車両)

2020年 6月 29日

住 所 東京都目黒区東山三丁目8番1号

事業者名 東急バス株式会社

代表者名

取締役社長 山口 哲生

(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

## I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
- ・当社が保有する乗合バス車両においては、2019 年年度末時点のノンステップバス導入率は 76% (適用除外車両除く)。今後も車両更新に合わせてノンステップバスの 導入を推進する
- (2) 旅客支援・情報提供・教育訓練等に関する事項
- ・リフト付きバスの導入に際しては、乗降方法や運行計画を WEB サイト等に掲載し、 利用者に向けた情報提供を図る
- ・障がいのあるお客様への対応方法について、全ての乗務員ならびに営業所員に対し、 定期・不定期で実地訓練ならびに座学教育を今後も継続して実施する

#### Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施	計 画 内 容
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを 14 台導入する(2020 年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容
<b>刈</b> 來	(計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバスの	リフト付きバスを利用したことがない乗客のために、乗降方法
利用方法の掲載	を WEB サイトに掲載する(2020 年度)

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報	バス車内インフォメーションをフルカラー化するため、順次代替
提供の拡充	を行う(2018~2022 年度)

## ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育	・新入社員に対し、車いすやベビーカー利用のお客様に対する対
	応方法を含めた実技教習を実施する
	・全乗務員に対し小集団活動等により「高齢者・障害者等の乗降
	時の安全確保」を議題とした実技教習を実施する
	・乗務員向けの定期研修において接遇に関するマニュアル冊子を
	活用し、障がいのあるお客様への対応に関する教育を実施する

## Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・利用者が多く且つ、設置可能な停留所において、ベンチー体型の上屋を設置する
- ・東京都内のバス路線における車内インフォメーション画面に、ヘルプマーク普及を 呼びかける案内表示を挿入しているが、今後神奈川県内のバス路線にも、順次拡大 する

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変更内容	理由
_	_	_

#### V その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された車両等の整備に関する事項については、当社の中期経営計画に位置付けられている

- 注1 Ⅳには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
  - 2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

# 移動等円滑化取組計画書 (貸切バス車両)

2020年 6月 29日

住 所 東京都目黒区東山三丁目8番1号

事業者名 東急バス株式会社

代表者名

取締役社長 山口 哲生

(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

## I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
- ・企業や学校等の間で締結している年間契約の輸送が主たるものであり、契約者の輸送需要に応じた車両(ノンステップバスやリフト付きバス含む)を使用しているため、移動等円滑化における現状課題や中期的な対応方針は策定していない
- (2) 旅客支援・情報提供・教育訓練等に関する事項
- ・障がいのあるお客様への対応方法について、乗務員ならびに営業所員に対し、定期・ 不定期で実地訓練ならびに座学教育を今後も継続して実施する

#### Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施	計 画 内 容
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)
_	I (1) のとおりのため、導入計画なし

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
_	I (1) のとおりのため、計画なし

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
_	I (1) のとおりのため、計画なし

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育	<ul><li>・乗務員に対し、定期研修時にバリアフリーへの取り組みに関する座学教育を実施する</li><li>・接遇に関するマニュアル冊子を活用し、障がいのあるお客様への対応に関して、全ての乗務員に周知を図る</li></ul>

## Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

I(1)のとおりのため、計画なし

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変更内容	理由
_	ı	_

## V その他計画に関連する事項

I (1) のとおりのため、計画なし

- 注1 Ⅳには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
  - 2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

#### 第1号様式(日本産業規格A列4番)

# 移動等円滑化取組計画書 (バスターミナル)

2020年 6月 29日

住 所 東京都目黒区東山三丁目8番1号

事業者名 東急バス株式会社

代表者名

取締役社長 山口 哲生

(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

### I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
- ・各ターミナルにおいて、より高い水準のバリアフリー化を目指すため、引き続き土 地所有者の設備改修等にあわせて、着手可能な箇所から順次取り組みを進めていく
- (2) 旅客支援・情報提供・教育訓練等に関する事項
- ・各ターミナルにおけるバリアフリー情報や施設案内については、ターミナル内の総合案内板に順次掲載し、利用者に向けた情報提供を図る
- ・障がいのあるお客様への対応方法について、全ての乗務員ならびに営業所員に対し、 定期・不定期で実地訓練ならびに座学教育を今後も継続して実施する

#### Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施	計画内容
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)
渋谷駅	より高い水準のバリアフリー化を目指すため、引き続き土地所有
(マークシティ)	者の設備改修等にあわせて、着手可能な箇所から順次取り組みを
	進めていく

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容
<b>刈</b> 來	(計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー情	対象のバスターミナルをご利用されるお客さま向けとして、エレ
報・施設案内の掲載	ベーター・多機能トイレ等の情報を WEB サイトに順次掲載する

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー情	対象のバスターミナルをご利用されるお客さま向けとして、エレ
報・施設案内の掲載	ベーター・多機能トイレ等の情報を WEB サイトに順次掲載する

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容			
\1 \K	(計画対象期間及び事業の主な内容)			
乗務員教育	・新入社員に対し、車いすやベビーカー利用のお客様に対する対			
	応方法を含めた実技教習を実施する			
	・全乗務員に対し小集団活動等により「高齢者・障害者等の乗降			
	時の安全確保」を議題とした実技教習を実施する			
	・乗務員向けの定期研修において接遇に関するマニュアル冊子を			
	活用し、障がいのあるお客様への対応に関する教育を実施する			

### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

利用者より対象となるバスターミナルに関する意見を頂いた場合、社内で共有すると ともに、ターミナルを利用する他事業者にも共有を図り、取組の改善に活用する

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変更内容	理由
_	_	_

V その他計画に関連する事	項
---------------	---

注 1	IVには、	Ⅱについ	いて前年度と	: 比較して記	己入する。	こと。	なお、	該当する	る対策が	複
类	数になる場	合には、	新たに欄を	設けて記り	(するこ)	ک <sub>ا</sub>				

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。